

外へ」という見出しで強調されたため多くの会員に大きな不安と誤解が生じていることに対し説明があった。

- 今回は生活習慣病に係る医学管理料の見直しに際して、糖尿病、脂質異常症、高血圧に対する特定疾患療養管理料に代わって新しい点数として、生活習慣病管理料が新設された。単純に削除されたのではなくて、新しい点数が新設されたということである。
- 現在特定疾患療養管理料に算定している生活習慣病の管理をされている医療機関の大部分がこの新しい生活習慣病管理料（Ⅱ）に移行できると考えている。
- 点数の詳細に関しては、今後の中医協における議論の中で決定されていく。

釜范常任理事より、「組織強化」について以下のとおり説明があった。

- 来年度を迎えるにあたり、新臨床研修医を始めとする会費減免対象者の入会促進のみならず、臨床研修修了後の移動手続きの徹底と入会継続や会費減免期間終了後の入会継続についても郡市区医師会との一層の連携の取り組みでいただきたい。



お知らせ

沖縄県医師会会費減免制度について(ご案内)

本会では高齢・疾病・出産育児等の事由による会費減免制度を設けております。下記減免手続き等、詳細については本会事務局までお問い合わせください。

減免事由	疾 病	出産・育児	卒後5年間	高 齢
対象者	傷病等により医療機関を1か月以上にわたって閉鎖若しくは診療に従事しない会員	出産された(これから出産予定の)女性会員で、出産・育児休業取得者(日医は休業取得・未取得は問わない)	すべての会員	年齢が満77歳に到達した会員
減免期間	閉鎖若しくは診療に従事しなくなった翌月から再開若しくは再従事するに至った月まで。その期間に応じ、月割計算の方法によって算出した額が免除となる	出産した日の属する年度の翌年度1年間 例：平成29年4月1日に出産した場合→平成30年度が減免	医学部卒業後の5年間(年度単位)	年齢が満77歳に到達した翌月から免除。但し、2名以上の医師がいる施設においては、1名はA会員の会費を納入する
申 請	必 要	必 要	必 要	不 要
添付書類	診断書	母子手帳の写	不 要	不 要

※本減免制度の利用を希望する場合は、当該年度の1月末までに申請ください。

【問合せ先】 沖縄県医師会 経理課 TEL：098-888-0087